

日中戦争期日本軍占領区の文教政策

—華北・蒙疆・華中における日本語普及の展開—

宮 脇 弘 幸

Educational Policy in the Japanese Army-occupied Zones during the Sino-Japan War:

Specific Reference to Japanese Language Promotion in Mainland China

キーワード：日本語教育、親日政府、教育改革、教科書改訂

はじめに

1932年3月1日、「満洲国」が成立した後、関東軍は「満洲国」の南部（長城以南）、西部地域の支配も狙っていた。その政治的な狙いは、華北・華中・華南及び蒙疆を支配下に置き、「日滿支」が相互協力し、政治、経済、文化などの分野で連携し、共同防共、汎アジア主義による「東亜新秩序体制」を建設することであった。

この政治的・軍事的拡張主義と一体となって工作されたのが「日本語を東亜の共通語に」という文教政策であった。その方策は日本軍、興亜院華北・華中連絡部等の工作により大陸に成立した対日協力政府（親日傀儡政府）の文教施策によって日本語・日本文化を普及させることであった。しかし、大陸では、日本軍の侵攻に対して、国民党側、共産党側及び広範な民衆は激しく抵抗し、排日抗日運動が沸き上がっていた。また、国民党政権下では「三民主義教育」「国恥・抗日教育」が行われ、加えて日本軍占領区後方の共産主義勢力（八路軍・新四軍）の「辺区」では「階級教育」「抗日教育」が行われていた。

日本（関東軍）による対日協力政府の樹立工作は、早くも日中全面戦争の勃発前から始まり、「満洲国」の南に隣接する華北に冀東防共自治政府が成立した。日中戦争勃発後は、華北に中華民国臨時政府、華北政務委員会、蒙疆には察南自治政府、蒙古連盟自治政府、晋北自治政府、蒙古連合自治政府、蒙古自治邦、華中には上海大道政府、中華民国維新政府、中華民国国民政府（汪兆銘政府）が各地に成立したが、いずれも数年で改編あるいは近隣政府に糾合再編された。これらの政府の成立及び再編には、支那派遣軍の特務機関（宣撫班）、関東軍、興亜院¹⁾（華北・華中・蒙疆連絡部）

1) 1938年12月に設置された内閣直属の対中国政策統制機関。華北・華中・華南・厦門の興亜院連絡部の職員総数は、当初621人、1939年7月323人、1942年7月244人であった（本庄比佐子他編『興亜院と戦時中国調査』岩波書店、2002年、27頁）。興亜院は1942年11月大東亜省設置により廃止された。

が深く関わっており、それゆえ日本軍に協力的な親日政府であった²⁾。また、それぞれの政府の政綱、文教政策の共通点は反共・反党化（三民主義排除）主義を第一義的に掲げ、中国固有の精神文化（儒教の教学）重視、欧米文化の影響排除、日本語普及を中心とした親日教育の実行であった。

対日協力の新政府が日本語普及事業に取り組むには、先ず以て蒋介石国民党政府が布いた教育方針、教育綱領、教育制度、教育内容を精査し、新政府の文教体制に変革しなければならなかった。

本稿では、上記の華北・蒙疆・華中の各日本軍占領区に成立した対日協力政府がどのような文教政策を布き、どのような日本語普及施策を行ったのかを検討する。この課題に関わる主な先行研究として次の研究成果があげられる。河路由佳（2004）³⁾は、1930年代～1945年までの外務省文化事業部、国際文化振興会、国際学友会がかかわった中国における日本語教育事業について考察している。また、小野美里（2015）⁴⁾は華北占領地の文教政策に対して日本側（軍、外務省、興亜院）が「顧問制度」によって日本語教育を含む教育行政に広く深く関与していたことを論考している。そして、駒込武（1996）⁵⁾は日本帝国への「文化統合」として台湾、朝鮮、満洲、華北占領地における統合思想・文教政策・日本語教育を多面的に展開している。さらに、田中寛（2015）⁶⁾は、戦時期「大東亜共栄圏」へ普及されていく日本語の諸相を、日本語・日本語教育論の視点から考察している。

いずれも、それぞれの論点を中心に検討し、示唆に富む研究成果を上げているが、本稿は日本語普及施策の実際面の検討が十分になされていない、各対日協力政府の教育方針、教育課程、日本語教育機関、日本語教育の実相（新教科書編纂と内容・教員養成と再教育）などの側面をも明らかにするものである。この課題を遂行するため、主に現地特務機関・宣撫班が作成した各種調査記録（一次史料：防衛省防衛研究所所蔵）及び『華北日本語』他の復刻資料などを利用して、課題に取り組んでみたい。

本論の構成は、大陸の日本軍占領区を、便宜上華北・蒙疆及び華中の二つの地域に区分して検討する。

I. 華北・蒙疆

1. 華北の対日協力政府

1934年12月7日、日本陸軍・海軍・外務省は満洲以南の対中国大陸政策について、「対支政策に関する件」を決定した。それは、南京の蒋介石国民党政府の支配力が華北に及ぶのを阻止すること、

2) 自治政府は日本軍が後ろ盾して成立した政権ではあるが、形式的には中国人・モンゴル人が各部署を管理し、日本人は顧問として指導助言した。

3) 河路由佳「戦時体制下における「国際文化事業」としての日本語教育の展開—1934年—1945年の国際文化振興会と国際学友会—」一橋大学博士論文、2004年。

4) 小野美里「日中戦争期華北占領地における文教政策の展開—「事変」下占領地の「内面指導」」首都大学東京博士論文、2015年。

5) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年。

6) 田中寛『戦時期における日本語・日本語教育論の諸相』ひつじ書房、2015年。

日本の経済権益を伸張すること、対日協力政府を成立すること、排日感情の抑制等の方針を確認したものであった。その具体的方策は、1936年1月13日、支那駐屯軍司令官に対する指示「北支処理要綱」として発令された。その主要な点は、「民衆を中心とする自治の完成を援助」「自治地域は華北五省を目途」「冀と察に自治政府を完成」（冀＝河北省、察＝察哈爾省^{チヤハル}：筆者注）「他の三省（綏遠・山西・山東）はこれらに合流」「北支處理は飽く迄内面的指導を主旨とする」が列記された。つまり、日本軍は蒋介石国民政府の施政に対する民衆の不满を梃にして自治運動を起し、華北に蒋介石政府から分離した自治政府の樹立工作（華北分離工作）に着手する、というものであった。

こうして華北の自治政府は日本側（軍特務機関・興亜院）の工作・後押しによって成立した。また、その行政のトップ及び上部構造には日本留学など何らかの形で日本との関係があった人物がその任に就いた。さらに、政府（中央政府及び市・県政府）の上層部には実権を握る日本人顧問を招聘し、「満洲国」と同じように「内面指導」を行っていた。傀儡政府と称される所以である。以下に、個々の対日協力傀儡政府の成立とその文教施策を検討する。

2. 冀東防共自治政府

1935年12月、北京の東約20キロの河北省通州に、南京の蒋介石国民党施政に対抗する政治勢力・冀東防共自治政府が成立した。その政務長官に日本留学の経験がある殷汝耕がその任に就いた。

奉天（現瀋陽）の東亜文化協会の調査資料（1937）によると、国民党政府は1928年5月南京で開催された全国教育会議で以下の排日4項目を織り込むことを決議し、小学校教科書のみでも500餘篇の排日教材が編入されていたという⁷⁾。

- 一、国恥教材を、十分、中、小学教科書中に編入すること。
- 二、学校は機会ある毎に国恥事実を宣伝し、我が国第一の仇敵が何国なるかを知らしめ、之を反覆す。
- 三、国恥図表を設備し学生に対し、機会ある毎に之を示し其の注意を促す。
- 四、第一に仇敵を打倒する方法に関し、学校においては、教師学生教導研究すべきこと。

第一項の「国恥」は、この項目が決議された1928年5月時点で捉えると、それ以前の出来事「日清戦争後の台湾割譲」「日露戦争後の遼東半島の租借及びその後三国干渉により地域が縮小された租借」、日本による中国への「二十一箇条要求」などが「国恥」対象になったであろう。第二・第四項の「仇敵」は日本である。上記全国教育会議では小中学校の教科書にこのような教材作成を求めたのである。第三項の「国恥図表」は次頁の図1・2であったと思われる。

殷汝耕は上記のような教育実態に対して「教育方針は甚だ誤ってゐたのである。即ち支那固有の

7) 東亜文化協会編「付録 北支に於ける教育国策の重要性 第一、排日教育の経過概況」『教科書審査報告書』満洲国文教部、1937年、32頁（復刻）（『満洲・満洲国』教育資料集成第9巻』所収、エムテイ出版、1993年、486頁）。

文化はほとんど棄て、之を用ひず、却って欧米諸国の糟粕をなめて支那の教育標準を定め、甚しきに至っては支那の国情と絶対に相容れぬ所の共産思想を奉じて規範とし、青年の空疎な自負心を鼓舞して之を利用した⁸⁾と述べ、蒋介石政権及び共産勢力下の教育を批判している。そこで、冀東政府は「教育方面では排外的教科書を改良し、教育を拡充し、教員の待遇をよくし学校の内容を改善した」と語り、日本を標的にした排外教科書を改良したと述べている⁹⁾。



図1 掃除国恥



図2 国恥掛圖¹⁰⁾

出所：陳言編『満洲與日本』東北民衆報社、1931年（『満洲・満洲国』教育資料集成 第9巻）所収、エムテイ出版、1993年）

殷汝耕が述べるように、冀東政府が着手した教育改革は「反共・反党化」（党化＝中華民国の基本原則「三民主義」¹¹⁾）及び国民党政府が先導している排日教育の排除であった。具体的な教科書改訂は、国民党政権下の国定教科書が描く三民主義及び排日に関わる教材を一掃して、「防共・自治」の教材を刷り込むことであった。教科書改訂は中国語・日本語教材など中日関係の著作が多い飯河道雄を代表とする瀋陽（当時奉天）の東亜文化協会が中心となって編纂した。このような教育改革

8) 殷汝耕「冀東政府成立の意義を語る」『冀東政府は語る』冀東防共自治政府、1937年、3頁。この内容は、1937年1月通州の冀東放送局より殷汝耕が中華民国国民に対して放送した講演の大意を冀東政府宣伝室が翻訳し、無料贈呈用小冊子として発行したものである。

9) 同上、7頁。

10) 図2の下方に「馬関条約（光緒21年）割讓台澎與日本 承認朝鮮獨立 宣統2年為日本所吞併（大意：「馬関条約（光緒21年）により台湾及び澎湖諸島を日本に割讓し、朝鮮の獨立を承認した。宣統2年日本が併吞した」と記述している。

11) 国民政府の教育宗旨は「中華民國ノ教育ハ三民主義ヲ根柢トシ人民ノ生活ヲ充實シ、社会生存ヲ扶植シ、国民生計ヲ發展セシメ延テ民族ノ生命ヲ承続スルヲ以テ目的トナス 努メテ民族ノ獨立、民権ノ普遍、民生ノ發展ヲ期シ以テ世界ノ大同ヲ促進スルモノトス」（民国18年4月26日公布）と定めている。

の動向は『満洲日日新聞』にも「教科書を改編し反日教科書を清掃 冀東政府着手す」(1936年1月11日号)¹²⁾との見出しで報じられており、満洲、大陸及び日本関係機関などにも広報されている。

さて、改訂された教科書の一種『初級小学常識教科書』第8冊第33課の中に「……今は長城の建築より更に偉大なる仕事がある、其れ即ち防共である。運河の開通より更に困難なる事業がある、其れ即ち自治である。共産主義は我等の社会に適合しない、我等は此れを防がなければならない、故に防共と云ふ。軍人或は党人が専政するのは国家の悪い現象である、我等は自分の力を以て国家を治む、故に自治と云ふ。我々皆防共自治の決心があり、協力一致して冀東防共自治政府の指導の下に防共の国防を建設することは長城よりも更に堅固に、自治の国脈を開拓することは運河よりも更に長く遠大でなければならない」¹³⁾との大意翻訳の記述があり、政府の教育方針を反映している。

冀東政府の存立期間は僅か2年の短期政権であり、日本語教育体制が十分に整うことはなかったが、「冀東政府が出現して、各学校に義務的に日本語を課すに至って、最近北支に於ける日本語教育に先鞭をつけたのである」¹⁴⁾との記述がみられる。このように冀東政府が布いた教育改革の試みは、後に成立する華北・華中・蒙疆の対日協力政府の教育改革の先行例となった。しかし、教育課程や発行された『初級小学常識教科書』『初級小学社会教科書』は発行されたものの、日本語教科書の全容については、現時点では資料未発見で明らかにできない。華北占領区における日本語の教育体制が整うのは、1937年12月に冀東政府が後述の臨時政府(北京)に統合されてからである。

3. 蒙疆(察南自治政府・晋北自治政府・蒙古聯盟自治政府)

蒙疆は、日中戦争期に日本軍が内蒙古地域を支配し、そこに日本軍に協力的な三つの自治政府(察南・晋北・蒙古聯盟)を樹立した地域全体の呼称である。察南自治政府は関東軍の支援の下、1937年9月張家口に成立した(最高委員于品卿・杜運宇、最高顧問金井章二)。翌月、同政府は晋北自治政府(首都:大同、最高委員夏恭・馬永魁、最高顧問前島昇)及び蒙古聯盟自治政府(首府:厚和、主席雲王-後に徳王)と合体し、1939年9月興亜院蒙疆連絡部と蒙疆軍司令部の支援の下、三自治政府が統合し、「反共・防共」「民族協和」を掲げた蒙古聯合自治政府(主席・徳王)が張家口に成立した¹⁵⁾。聯合自治政府には「満洲国」の奉天省・滨江省・間島省などで要職を務め、さらに上記察南自治政府の最高顧問の任にあった金井章二が最高顧問に就いた。

内蒙古は、外蒙古を保護下に置くソ連及び中国内の共産主義勢力からの影響を受け、抗日思想・抗日運動の温床になる恐れがあった。教育方針に「反共・防共」の原則が強く打ち出されたのはこのような地政学的要因があった。蒙古聯合自治政府は蒙・漢・回族等から成る多民族国家であり、「東亜新秩序建設」の提唱者である日本を含めた「民族協和」も堅持事項であった。しかし、主席

12) 東亜文化協会「教科書審査報告書」、1937年(復刻)(『満洲「満洲国」教育資料集成第7巻』所収、エムテイ出版、1993年、482頁)。

13) 同上475頁。

14) 太田宇之助「中華民国に於ける日本語」『国語文化講座 第六巻 国語進出篇』朝日新聞社、1942年、155-156頁。

15) 蒙古聯合自治政府は1941年8月4日、対内的に蒙古自治邦と改称した。

の徳王は、漢民族による蒙古侵略の歴史（特に漢民族が蒙古大平原に進出して大草原を農耕地に転化したこと等）から蒙古の主権を回復し、蒙古民族自決によるモンゴル国の成立を悲願としていた。そのため当面日本の協力を仰ぎ、日本に協力するというスタンスであった。日本は当初はモンゴル独立を支持する方針であったが、その後独立を認めない一地方自治政府として位置付けた。そのような同床異夢的な違いが、1941年8月に蒙古聯合自治政府を改組したとき、日本側が「蒙古自治邦」という「国」を付さない形で現れた。徳王はじめ蒙古側には不満であったことは否めない。

また、学制の要点では「蒙疆政権創建ノ本旨ニ基キ防共、民族協和ノ精神及東洋道徳ノ精華ヲ発揚シテ徳性ヲ陶冶シ实际的技能ヲ授ケ以テ堅実ナル人物ヲ養成ス」¹⁶⁾と定めた。要点中の「防共」は前述の冀東防共政府が手掛けた教育改革の柱の一つでもあったが、蒙古聯合自治政府でも教育の重要方針として掲げられた。

日本語の地位に関して、蒙古聯合自治政府の「教育要領」は「日本語ハ国語ノ一トシテ之ヲ重視ス」（傍点筆者）と規定した。「満洲国」では「日本語ハ日滿一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノ一トシテ重視ス」（学制要綱（傍点筆者））と記したが、蒙古聯合自治政府でも同じことが定められた。

蒙古聯合自治政府が日本語を「国語の一つ」として規定するという事は、蒙古にどのような意味をもつのか、またもたらされる結果に対応する準備はできていたのであろうか。蒙古の日本語話者は在蒙古日本人と日本留学経験者などに限られ、日常的には日本語のドメインが限定的な蒙古において、外国語である日本語を「国語（a state language/a national language）」として法的に位置づけるということは、すべての蒙古国民に公用語として日本語能力を要求することを意味する。その公用語の理解・運用ができなければ少なくとも公的な社会生活が困難になる。「満洲国」の場合もそうであるが、果たして蒙疆で日本語の日常化は実現可能なかどうか、立案者は言語政策として十分に検討したのかどうか疑問である。日本語を「国語」の地位に据えたのは、多分に、日本が蒙古政府の成立を後押ししていることの象徴として、政治的シンボルであったのではないか。

ともあれ、蒙疆の日本語教育は善隣協会の支援により各政府政庁・県市が官吏教育として短期講習を開催した。張家口に察南学院、大同に晋北学院、厚和（現呼和浩特市）に蒙古学院を設立し、さらに中央政府である蒙古聯合自治政府の官吏の再教育のため張家口に蒙疆学院を設立し、いずれの学院も日本語教育を重視した。

社会教育施設としては青年訓練所（2カ月課程）、教員訓練所（1年課程）、日滿民衆学校（3-4カ月課程）が設置され日本語・日本事情が教えられた¹⁷⁾。

初級小学校（4年課程）の日本語教育は1学年から（一部の学校では3学年から）毎日1時間の日本語教育が行われ、その上級課程の高級小学校（2年課程）では週4～6時間教えられた。中学

16) 宝鉄梅「蒙疆政権下の対モンゴル人日本語教育について」『新潟大学現代社会文化研究』No.31、2004年、83頁。

17) 宮島英雄「蒙疆に於ける日本語」『国語文化講座 第六巻 国語進出篇』朝日新聞社、1942年、139頁。宮島は110余の民衆学校が設立され約3,000人の民衆が学んでいること、また各地に青年訓練所が設置されていること、県市立及び私立の日本語学校が約50校設置され一般民衆の日本語学習熱は頗る盛んであると記している（143頁）。

校（3年制と5年制）では週6時間日本語が教えられていた¹⁸⁾。宝鉄梅（2004）によれば、西スニツト旗立小学校（4年制）で1学年から4学年まで週2時間の日本語の授業があり、また廂黄旗小学校2年生では週6時間（1時間は45分授業）の日本語が行われていたという¹⁹⁾。後述する華北占領区の6年制小学校では3年から、華中占領区の小学校では5年から日本語教育を導入しているが、蒙古の小学校は開始学年が若干早いようである。

日本語教科書は善隣協会編『初級日本語教科書 巻一』、察南教育復興籌備委員会編『初級小学校用 日本語教科書』、蒙古聯合自治政府編『国民学校用 日本語教科書 上冊』等が発行された。

4. 中華民国臨時政府

1937年12月、北京に王克敏を首班とする中華民国臨時政府が設立し、河北省、河南省、山東省、山西省の華北4省及び北京、天津、青島を統括した。臨時政府は新たな文教行政を布くにあたり、前政権の文教政策に対し「過去ノ国民政府ハ党化ヲ方針トシ排日ヲ手段トセル結果今次事變ヲ惹起セリ、今後ハ党化排日ノ教育ニ対シテハ速ヤカニ嚴重取締ヲ加ヘシ」との判断を下し、さらに1938年3月、新教育の指導主旨及び方針として「一、党化抗日教育の絶滅」、「二、親日満思想の徹底」、「三、防共精神の普及」、「四、新民主主義の養成」の四大教育原則を掲げた。最初の三つの原則はすでに検討してきた冀東政府のものと同じ性格である。新たに加わった「新民主主義」は、「満洲国」の王道主義、国民党政府の三民主義、共産勢力の共産主義と同じように、臨時政府が拠って立つ理念として掲げたものである。

上記の教育方針は日本側（軍特務部総務課）が立案し、中国側（臨時政府教育部：湯爾和教育総長《大臣相当》）と協議の上で決定され、臨時政府が実行したという²⁰⁾。このように「満洲国」でもそうであったが、大陸の対日協力政府（傀儡政府）の行政は、その政府組織に日本人が指導監督（内面指導）という形で入り込んでいたことを確認しておく必要がある。

さて、新政府の日本語教育の方針は「日本語教育ニ当タリテハ言語ヲ通ジテ我国ニ対スル親和ノ情ヲ醸成スルト共ニ日本精神及日本ノ国情ヲ理解認識セシメ以テ東亜新秩序ニ協力スルノ根基ヲ培ヒ東方文化ノ発展振興ニ資セシメ日本語ヲシテ東亜新秩序建設ニ必須ナル言語タラシムコト」²¹⁾と定められた。日本語を教えるにあたり「東亜新秩序建設」という政治的イデオロギー注入の使命を込めたのである。

日本語普及の方針が決定されてから実際に実行されるまでに最低1-2年を要した。占領区に配置する日本語教員の養成、新教科書の編纂など実施前の準備期間が必要であったからである。

18) 文部省『国語対策協議会議事録』文部省図書局、1939年、68頁。

19) 宝鉄梅、前掲注16)、88頁。

20) 1938年2月、文部省の藤本萬治教学局指導課長と横山督学官が華北に派遣され、日本軍（北支）特務部総務課に配属された。そこで臨時政府の教育方針、学制などの教育法規の立案をし、軍特務部の承認を得て臨時政府側に提出し、政府教育部はそれを実行した（藤本萬治「北支に於ける文化工作の現状（一）」『文部時報 第642号』1939年1月21日、56-61頁）。

21) 興亜院華北連絡部「北支文教指導要領」『北支に於ける文教の現状』1941年、99頁。

では、日本語普及を請け負う占領地区の行政機関はどのように執行したのか、各地域の状況を華北日本語教育研究所²²⁾の月報機関誌『華北日本語』の報告によって検討する。

(1) 北京市

1937年12月に成立した北京の臨時政府下の教員、官吏、警官などの公職者は旧教育を受けているので、新たな施政の下で職務を遂行するには「時局認識・大東亜建設の実行力錬成」及び日本語能力の習得が必要であった。特に日中戦争勃発により休校になった学校を再開して日本語教育を導入するには教員の再教育が緊急課題であった。そのため、北京市では1941年に市立教員訓練所を設置し、現職教員を対象に6か月課程の「日本語・時局認識」などの訓練・研修を行った。日本語は週8時間の受講を課した。また、すでに日本語教育に就いている中国人教員を対象に毎年春6週間の講習会を開催し、教授法の向上を図った。師範学校でも日本語教員を養成するため、1943年度より従来の修学年限に1年加えた研究科を新設し、そこで週12時間の日本語教育を行い、卒業生は小学校の日本語を担当させることとなった²³⁾。

1943年2月、華北日本語普及協会が主催した講習会に提出された「華北に於ける日本語普及状況」²⁴⁾によると、北京の公私立小学校160校に対し日本語担当教員133人（日本人55人・中国人78人）となっている。1校に1人配置を想定すると、27校の小学校には日本語担当教員がいないことになる。調査報告書に説明がないのでどのように対処したのか実態は不明であるが、小学校の日本語教師不足は明らかである。中学校は、54校に対して日本語教員106人（日本人35人・中国人71人）となっており、各校最低1人の日本語教師が配置されていることになる。

北京に設置されていた英米系の私立学校は、アジア・太平洋戦争の開戦と共に閉鎖していたが、その後北京市に移管され、市立学校として42年1月より開校され（中学校6校、小学校他16校）、これら英米系の学校に日本人教官が派遣され、日本語普及と諸工作を行ったという²⁵⁾。

北京市は市民社会に日本語普及の先鞭として、1941年から市公署の全職員及び雇員を対象にした6か月課程の日本語の講習を開始し、各部局別に毎日1時間行ったという²⁶⁾。

小学校の日本語教科書は教育総署編審会編『小学日本語読本』巻一（3学年）、巻二（4学年・5学年）、巻三（6学年）を使用し、中学校は『階梯中等日本語読本』上巻（初級中学1学年）、『初

22) 華北日本語教育研究所は、1940年9月華北に於ける日本語普及の中心的指導機関である中央日本語学院に付設して設立された。研究所規程第一条に「…華北ニ於ケル日本語教育ニ関スル調査研究及指導ヲ為スト共ニ併セテ日本文化ニ関スル研究及紹介ヲ行ヒ以テ東洋文化ノ發揚ニ資スルヲ以テ目的トス」と定め、事業として研究会、日本語教育講習会、日本語教育講演会を開催し、『華北日本語』を1942年2月15日より1945年5月30日まで合計35号を発行した。

23) 華北日本語教育研究所『華北日本語 10月号』1943年、20頁（復刻版）『華北日本語 第二巻』所収、冬至書房、2009年、224頁）。

24) 華北日本語教育研究所「華北に於ける日本語普及状況」『華北日本語 7月号』1943年、9-12頁（復刻版第二巻、165-168頁）。

25) 同上、19頁（復刻版第二巻、223頁）。

26) 同上、20頁（復刻版第二巻、224頁）。

中日本語』巻一（初級中学2学年）、同巻二（初級中学3学年～高級中学3学年）を使用していた。北京市立師範学校では『日本語入門』『日本語初歩』『初中日本語 初一』が1学年に、『正則日本語講座』巻三が2学年で、3学年と研究科では学校編纂の教材を使用したという。また、教員訓練所（週8時間、6か月）では『日本語入語』『日本語初歩』が使用された²⁷⁾。

(2) 天津市

天津市は1938年2月に市公署に日語普及班を付設し、日本人・中国人の日本語教員を招聘して、同年3月より市立・私立の主な学校に配置し日本語教育を開始した。また、同年8月には21名の日本人教員の身分を「市官吏」として任用した。さらに1939年4月1日付で21名中10名は市の「教諭」に任官され、他は嘱託として日本語教育にあたったという²⁸⁾。

師範学校でも組織的な日本語教員養成に取り組み、1938年3月には市立師範学校に1年制の中国人対象の日本語専修班を併設、週6時間の日本語を課した。この日本語専修班は、1941年9月1日日語専科学校に昇格し、本格的な日本語教員養成学校となった。日語専科学校のカリキュラムは、中国語による科目（修身・国文・教育学・心理学・体育）及び日本語による科目（会話・講読・作文・文法・教授法・日本文化史・日本事情・日本文学史・翻訳・音楽・礼法・演習）が設定され、合計35時間が組まれた²⁹⁾。卒業生は天津市立、私立の小中学校の日本語教員として配置された。小学校の日本語の授業は3学年以上とし、週60分乃至150分、中等学校は週4時間乃至6時間を課した³⁰⁾。

アジア・太平洋戦争勃発後、旧英米系及び旧英租界内の学校は天津陸軍特務機関他の監督下に置かれ、日語が週5時間課せられた。その後1942年9月、旧英米系諸学校は市立第二、第三中学校、市立第二女子中学校に改組され、日本語を週6時間とし英米的教育の一掃を図った。これにより、市立・私立小中学校で日本語を課さない学校は1校もないという状況になった³¹⁾。

使用した日本語教科書については、日語専科学校の教科書は「編纂審査会教科書及プリント」と書かれているが他の機関のものについては記述されていない。

(3) 山東省

1938年3月、済南市立三和街小学校など市立小学校6校で日本語教育が開始された。その後済南市・煙台市他数県の小中学校でも日本語を課した。省立のすべての小・中学校には日本人教員が配置され、また県立・市立・私立の多くの小・中学校にも日本人教員が配置されていたというから、日本語普及の熱の入れ方が顕著である。1938年9月には日本語教員養成のため、省立日語専科学

27) 同上、22-23頁（復刻版第二巻、226-227頁）。

28) 天津特別市公署教育局専員室「天津市ニ於ケル日本語教育ノ沿革及び現況ノ概要」『華北日本語 11月号』1943年、13頁（復刻版第二巻、241頁）。

29) 同上、14-15頁（復刻版第二巻、241-242頁）。

30) 前掲注28)に同じ。

31) 同上。

校が設置され、卒業生は無試験検定で小・中学校の教員として採用された。その他、省立教員訓練所日語班も設置され小学校教員の養成をした。また、教育庁主催、興亜院が援助する日語講習会も開催された³²⁾。

その他の日本語普及事業として、市内小学校教員に対して1期3ヶ月を2期にわたり、小学校教員に講習の開催、新民日語学校、宗教団体の日語学校、省立新民学校等における日本語講習会、行政人員訓練処日本文書班など、公務員、民間人への日本語普及活動も行われていた³³⁾。使用された日本語教科書は、中学校で『初中日本語』『標準日本語読本』『則成日本語読本』『日本語読本』『小学日本語読本』などと記されている³⁴⁾。

日中戦争前と日本軍占領期との小中学校の復帰状況が記されている。それによると1942年12月の状況で小学校58%、小学生72%が復帰となっている。一方、中等学校（中学校・実業系・師範系などを含む）は56%の復帰であり、臨時政府施政下での新設は日語専科学校、教員訓練所、女子中学校（煙台市立）のみである³⁵⁾。なお、戦前の中等学校の生徒数は示されていないので生徒の復帰比較はできない。

(4) 青島

第一次世界大戦の戦勝国日本がドイツ租借地青島を1914年から1922年まで引き継ぎ、そこに設置した青島守備軍立公学堂及び高等公学堂において日本語を正課として教授していた³⁶⁾。日中戦争期には公立・市立・私立の小学校で日本語を2学年から週90分、中学では週4時間教えた。小学校の日本語教科書は市立・私立ともに臨時政府教育総署編審会編纂『小学日本語読本』、東亜同文書院発行『ハナシコトバ』を使用し、各校に日本人教員を派遣した³⁷⁾。中学校の日本語教科書は『初中日本語』『日本語読本』『楷梯日本語読本』等であった³⁸⁾。

1942年6月、興亜院青島出張所の指導の下に中国人の日本語教員を養成する市立師範学校が設立された³⁹⁾。小学校に日本語学校（市立夜間日語学校）が付設され、日本人が週12時間教えた。また宗教連盟の日語学堂の男子学堂2校、女子学堂1校、私立興亜学院、国際日語学校、私立青島学院実業学校付設日語専修科、東文書院夜学部日語科でも日本語を教えた。市政府、郵便局、税関等官署、華北交通、青島交通、水道等役所・企業等の職員・社員、さらに個人商店の社員従業員に対しても広く日本語講習会が開かれ、日本語普及の取り組みがなされたという⁴⁰⁾。

32) 『華北日本語 12月号』1943年、19頁（復刻版第二巻、271頁）。

33) 同上、19-20頁（復刻版第二巻、271-272頁）。

34) 同上、21頁（復刻版第二巻、273頁）。

35) 同上、20頁（復刻版第二巻、272頁）。

36) 『華北日本語 5月号』1944年、23頁（復刻版第三巻、125頁）。

37) 同上。

38) 同上。

39) 同上。

40) 『華北日本語 5月号』1944年、23-24頁（復刻版第三巻、125-126頁）。

(5) 山西省

『華北日本語 8月号』には、山西省内各県新民小学校及び山西省高等中等学校の日本語普及状況が報告されている⁴¹⁾。以下にそれを用いて検討する。

上記報告書には山西省小学校の合計数が書かれていないが、筆者が全県を合計した4,955校のうち、日本語教育を実施している小学校は908校（その内1学年より実施している学校は12校、他は3学年から開始）となり、実施率は約18%である。日本人教員は12校に配置されている。

全中等学校の数は示されていないが、日本語を教えている中等学校（中学・女子初級中学・師範学校・医学専科学校等専門学校）の調査結果が記載されているのでそれを利用すると、日本語教育を実施している学校は20校である。そのうち最低1人の日本人教員を配置している学校は16校である。

山西省の調査報告に「正規の日本語学習過程を経ないもの、身分が日本軍人であるもの3名」との記述もある。山西省は国民党軍・中共八路軍との激しい戦闘が繰り返された地域であるので、教育環境もそれを反映していると思われる。

小学校の日本語教科書は『小学日本語読本』『ハナシコトバ』『正則日本語講座』が使用され、中等学校では『日本語初歩』『標準日本語』『高等日本語読本』『初中日本語』『小学日本語読本』などが使用された⁴²⁾。

(6) 河北省

「河北省ニ於ケル日本語普及状況」⁴³⁾によると、1941年6月保定師範学校内に日語教員養成所設置（修業年限1年）、同年9月省内各道にも日語教員養成所（年限6カ月～1年、定員20名）、さらに保定女子師範学校内に女子日語教員養成所が設置され、日本語教員の養成が開始された。また省内の小中学校の現職中国人日本語教員に対して教授能力向上及び新教育精神涵養のための講習を毎年開催してきたという。

週当たりの日本語教授時間は、公私立小学校90分、中学校3時間、農業学校4時間、師範学校5時間、教員養成所22時間と記されている⁴⁴⁾。

上記報告書によると、河北省内の日本語教育を実施している各級学校は2,008校、日本語教育施設は69施設、学校と施設の合わせた教員数は日本人教員121人、中国人教員1,815人、学校で日本語を学習している生徒・学生数176,138人、施設学生数4,079人となっている。省内の学校及び施設で日本語を学び卒業していった学生総数は51,512人、受講生総数6,018人と記されている⁴⁵⁾。日本語教育で使用した教科書については何も記されていない。

41) 『華北日本語 8月号』1944年、20-23頁（復刻版第三巻、202-205頁）。

42) 同上。

43) 『華北日本語 9・10月号』1944年、16頁（復刻版第三巻、222頁）。

44) 同上、17頁（復刻版第三巻、223頁）。

45) 同上、23頁（復刻版第三巻、229頁）。調査年月日が記されていないが、この報告書が作成された1943年11月30日以前であろう。

(7) 河南省

河南省の「日語普及状況」(1942年2月作製)⁴⁶⁾には「本省ハ事変前抗日教育ノ地ナリシ上現在ハ最前線ノ接敵地帯ニシテ治安未ダ定ラズ 省一丸トナリ治安第一主義ヲ以テ進ミ財政ノ大部分ハ治安工作費ニ使用セラレ教育費タルヤ他省ニ比シテ微微タルモノデアル」と抗日軍との境界域における教育事業の厳しさを記している。さらに「尚一歩域外ニ出ズレバ敵中ト言ヒ得ル縣ガ多数ニ上リ日系教官ハ日語教師デアルト同時ニ匪賊撃退ノ手傳ヒモセネバナラヌ現況ニアル」と、戦火の中での緊迫した日本語教育の状況を報告している。

小学校の日本語教育は3-4学年が週2時間、5-6学年が3時間、中学校は週3時間であった。

上記報告によると、省内小学校1,335校中の79校(6%)しか日本語教育は行なわれていなかった。省内は激しい抗日戦が展開されており、教育自体が困難であったと推測される。

中等教育機関(中学・女子中学・師範学校・農林学校・日語学校・官吏日語講習会等)は14機関、学生数は1,934人、教員は日本人19人、中国人169人の概要である。

使用された日本語教科書は、小学校では『小学日語読本』、中等教育機関では『正則語日本語読本』、『小学日語読本』であった⁴⁷⁾。

日本語普及に関係する活動として、官吏日語講習会(夜間週5日)、新民会、留日同学会、宗教団体なども日本語講習会を開いていた⁴⁸⁾。

以上、華北占領区における日本語普及状況を概観してきた。上述の通り、日本語普及の取り組みは各省各占領区によって異なるが、日本語教育を行っている学校は、小学校22,327校、児童数1,126,263人、中学校108校、生徒数54,522人となっている⁴⁹⁾。日本語は必須科目であり、一般的な授業時数は小学校3・4学年で週2時間(30分授業を週2回)、5・6学年は週3時間(30分授業を週3回)、初級・高級中学は週3時間、師範学校は各学年で週2時間、専科学校・大学で週4時間以上であった。

また、日本語担当者は、日本語教員養成講習会を受けた元教員、師範学校日文学系卒業生、師資講肄館修了者、日本人、宣撫班員、元留日留学生、日本軍部隊員等であった。以前日本語を教えている教員には講習会を開き教授法の向上を図った。また、旧教育を受けて小中学校教員になっている者に対しては、「時局の認識」「大東亜の建設の実行力錬成」を目的とした講習を受講させ、教育界の中堅指導者になる道を開いていた。

高等教育機関における日本語普及の状況はどうであったのか。北京の大学については、多くは占領区外に移転していた。日本語を必須として教えた大学は北京の国立北京大学農学院・医学院⁵⁰⁾、

46) 『華北日本語 11月号』1944年、18頁(復刻版第三巻、248頁)。

47) 同上。『小学日語読本』は『小学日本語読本』のことか。

48) 同上。

49) 『華北日本語 7月号』1943年、9-12頁(復刻版第二巻、165-168頁)。

50) 1938年9月、従来の北京大学、北平大学、精華大学、交通大学を整理統合し、新たに国立北京大学農、医、理、工、文の5学院を開学し、各学院に日本人名誉教授と70余名の日本人教員を招聘した(興亜院華北連絡部、前掲注)21、65頁)。

国立北京芸術専門学校、国立北京師範学校、国立北京女子師範学校、教育部立外国語学校、華北大学（私立）等であった。

日本語の普及については、日本語学校が担った役割は大であったが、各占領区別及び華北全体の規模はどのようなものであったのか。まず占領区ごとに主な教育機関を列記してさらに検討を加えてみよう。

北京市：新民学院（官吏養成学校）、北京中央日本語学院、北京近代科学図書館東城日語学校、黎明語学会、北京同学会語学校、高野山日華語学校、本願寺日語学校、北京外国語学校、北京市立第1～第11日本語学校、崇文天理日華語学校等

天津市：天津中央日本語学院、立正日語学校、中日学院、愛善日語学校、平民学校等

青島市：青島学院、青島日語専修学校、治安維持会日語学校、陸軍宣撫班女子日語速成学校、治安維持会警察部日語学校、青島消防隊日語研究班、青島水道部日語班等

山東省（天津・青島を除く）：山東模範学院、新民日語学校、山東省立日語専科学学校等

河北省：開封中央日本語学院、河北省立日語教員養成所、河北省立師範学校等

山東省：日語専科学学校、新民日語学校、教員訓練所、煙台市立日語学校等

山西省：山西省立新民教育館付設日語学校、太原市立日語学校等⁵¹⁾

上記の日本語学校に関して注目すべきは、真言宗、浄土真宗、天理教、日蓮宗等の日本の宗教団体が大陸に進出し、日本語・日本文化普及活動に関わっていたことである⁵²⁾。

華北に開設された公・市・私立の日本語学校の規模は、北京市26校、天津市31校、青島市9校、河北省5校、山東省51校、山西省10校、順義県4校、華北保定・冀南・礫県各2校、唐山・通縣各1校、合計144校であった⁵³⁾。日本語学校の急増ぶりは、対日協力政府下の県・市政府の日本語普及への積極的な取り組みと、それを支援する軍宣撫班・興亜院連絡部・治安維持会・新民会等の組織の努力が作用していると思われる。しかし、開設された地域を見ると地域差が大きく、一様ではない。この要因は、日本軍の支配地域でも周辺の治安が悪かったり、国民党及び共産勢力の抗日活動が激しく、日本語学校の開設・運営が困難であったこと、日本語教育の十分な体制が整わなかったことなどが考えられる。

上記の日本語教育施設における日本語の学習時間は毎日1時間乃至3-4時間であった。使用された教科書は『ハナシコトバ』『速成日本語読本』『正則日本語読本』『日語入門』『日語初歩』『日本文模範読本』等であり、主として大陸用に作成された教科書であった。

51) 外務省文化事業部編『機密 支那ニ於ケル日本語教育事情』1938年、3-55頁)。

52) この傾向はアジア・太平洋戦争期の南方占領地に進出した宗教団体の活動にもみられる。

53) 『華北日本語 7月号』1943年、12頁（復刻版第二巻、168頁）には総校数を132と記しているが、記載された各地域の校数を累計すると144になる。元資料の誤記と思われるので、本稿では各地区の校数を累計した144とした)。

II 華中

1938年3月、華中・南京に梁鴻志を首班とする中華民国維新政府が成立した。この政府は、支那派遣軍特務機関（宣撫班）⁵⁴⁾・興亜院華北・華中連絡部等が現地の親日的要人・組織に政治工作を図り成立した対日協力傀儡政府であった。

華北・蒙疆に成立した政府が、周辺の政府と糾合を繰り返したように、華中でも1937年12月に成立した上海大道政府が3か月後の1938年3月維新政府に改編された。さらに1940年3月に南京国民政府（汪兆銘政府）⁵⁵⁾に改編された。本章では維新政府と汪兆銘政府の文教政策と日本語普及施策の連続性及び相違を検討する。

1. 維新政府の成立と文教方針

1937年11月、南京の蒋介石国民政府は、日本軍の南京侵攻の前に重慶に遷都した。同月、日本軍宣撫班は「作戦地域内ノ支那民衆ヲシテ今次事変ニ於ケル帝国ノ真意ヲ明ラカニシテ、排日抗日思想及ビ欧米依存ノ精神ヲ排除シ、日本ニ依存スルコト即チ安居楽業ノ基ナルコトヲ自覚セシメルニアル」⁵⁶⁾という占領地域に対する「宣撫工作要領」を發した。

「排日抗日思想」の排除を掲げた背景には、日本帝国主義・軍国主義に反発する民衆の排日抗日活動が激しく、また蒋介石国民政府下及び共産勢力地区の学校教育でも排日抗日教育が行われており、それを排除し民心の安定を図ることが必須であったためである⁵⁷⁾。

「欧米依存の精神排除」を掲げたのは、上海のように外国人が多く居留する大都市には租界区があり、欧米の文化的思想の影響を強く受けており、それが新政府の掲げる「東洋の道德文化」に相容れないと判断したためと思われる。

1938年5月、維新政府が發布した「中華民国維新政府政綱」第七条に教育宗旨を載せている。そこには「中国固有ノ道德文化ヲ本トシ世界ノ科学知識ヲ吸収シ以テ理智精粹、体力強健ナル国民

54) 特務機関の宣撫工作は、民心の安定、治安維持、軍に協力、鉄道愛護工作、経済産業の復興、教育文化の促進であった。「教育文化の促進」の具体的工作として抗日教育の一掃、日滿支親和精神の徹底、学校の開設、日本語の普及奨励、青少年隊の結成指導、新聞紙の発行が掲げられており、文教工作に大きく関わっていた（寺内部隊宣撫班本部「宣撫工作指針」『陸軍省 昭和15年乙第二類第十冊 永存書類』防衛省防衛研究所蔵）。

55) 汪兆銘首班の中華民国国民政府は、汪兆銘南京国民政府、汪兆銘政権などとも呼称されるが、蒋介石首班の国民政府と紛らわしいので、便宜上汪兆銘政府（汪兆銘政権）として表す。なお、汪兆銘は1944年10月名古屋で病死、その後を陳公博が引き継いだ。

56) 井上久士編・解説『華中宣撫工作資料 十五年戦争極秘資料集 13』不二出版、1989年、51頁。

57) 例えば、宣撫班は、国民党・国民政府教育部編『初級小学国語読本（第二）』の第一課の「学校カ開校サレタトキ先生ハ「今年ハ一九三八年テ、我カ中国抗戦勝利ノ一年ナル。小朋友達ヨ皆一緒ニ努力セヨ」ト、仰シャッタ」という教材、また第二十四課の「民国二十年九月ニ日本ハ私共ノ東北ヲ占領シタ。東北同胞ノ家、日本人ニ焼カレ、食モ日本人ニ略奪サレ、澤山ノ青年男女達ハ日本人ニ殺サレタ。東北同胞ノ生命皆一ツニ団結シ義勇軍ヲ組織シテ日本ニ抵抗セヨ」などが「排日抗日」教材であると調査報告している。原文は中国語であるが、宣撫班が日本語訳している（杉山部隊宣撫班『山西省和順県地方共産地区状況調査報告書 抗日民衆教育ト文化工作』1938年、55-56頁）。

ヲ養成シ、從來ノ矯激ナル教育、怪奇ナル学説ヲ根本的ニ廓清ス」と記している。条文中の「矯激ナル教育、怪奇ナル学説」の指すところは、蒋介石国民政府の「三民主義」掲げる教育及び共産主義勢力が抗日根拠地を中心に行っている「共産主義」教育のことであり、それらとは明確な一線を画し、中国の伝統的道德文化の教育が基本であることを表明するものである。この過去の儒教的精神文化への回帰を基本とする維新政府の教育方針は、「満洲国」及び華北臨時政府が掲げた教育方針とも通底する。

維新政府は「教育実施方針」も発表した。それによると、「普通教育ハ歴代聖賢ノ言行ヲ根拠トシテ国民道德ノ基礎ヲ固メ、同時ニ国民生活ノ基礎特殊技能ヲ培養シ以テ生産力ヲ増進スルヲ主要目的トス」、「中国固有ノ教学ヲ復興シ、国民政府ノ十年来ノ党化排日教育ヲ一掃シ新教育ノ再建ヲ目的トス」と定め、「党化・排日教育」の一掃を明確に示した。「中国固有道德ノ顕彰」としては、「孔子教排斥ノ結果ハ思想ノ過激ヲ齎シ、遂ニ赤化思想浸染ノ間隙ヲ作り、社会秩序ノ紊乱ヲ来スニ至ツタ。教育部ハ斯ル過誤ヲ匡正スベク已ニ小学教員ノ夏期講習ヲ行ヒ、サラニ今後ハ中学、師範教員ノ講習ヲモ実施スル筈」と述べた⁵⁸⁾。

教育方針に「男女教育ハ機会平等トス」を加え、「女子教育ハ特ニ健全ナル徳性陶冶ニカヲ注ギ良妻賢母ノ特質ヲ保護シ良好ナル家庭生活及ビ社会生活ノ建設ヲ図ル」と「良妻賢母」を強調している。この点に関連して教育部長陳羣は「根本精神トシテハ日本主義ヲモットトシ、女子ニハ明治三十七、八年前後ノ良妻賢母教育ヲ施シタイト思ッテイル」⁵⁹⁾と興味深い見解を述べている。陳羣自身が日本での留学生活で見聞した当時の良妻賢母教育に共感したのではなかろうか。親日官僚の片鱗がうかがえる。

2. 汪兆銘国民政府の文教方針

汪兆銘政府は、維新政府の文教政策及び文教方針を一部継承、一部改変した。汪政権は、成立と同時に10カ条の「国民政府政綱」を発表した。その第一条には「本善隣友好之方針、以和平外交、求中国主権行政之独立完整、以分担東亞永久和平及新秩序建設之責任」と記している。その中の文言「求中国主権行政之独立完整」（筆者訳：「中国の主権の回復及び行政の独立が完整することを求め」）に注目したい。ここでは、「満洲国」のように国家主権が奪われ、行政が日本人官僚に操られる傀儡国家になるのではなく、中華民国として主権と独立を追求するという汪兆銘政府の対日スタンスであろう。そのような汪政府の自律性が文教施策にも反映しているようである。

また、第十条には「以反共和平建国為教育方針、並提高科学教育、掃除浮嵩空詭之学風」と記し、維新政府が掲げていた「反共」を堅持する一方で、新たに「和平建国」を掲げている。つまり、蒋介石政権のように日本に抗戦するのではなく、あくまでも「和平」に基づき、新たな中華民国建国を主張したものであった。これは、重慶に移転した蒋介石国民政府が排日・抗日を掲げて日本軍と戦闘しているのに対し、あくまでも日本とは善隣友邦和平関係を築こうとする汪政権の姿勢を反映

58) 中華民国維新政府教育部顧問室『維新教育概要』1940年、6-8頁。

59) 同上、5頁。

したものといえる。

「三民主義」については、汪政府教育部社会教育司司長趙如珩は、「曾つての曲解された偽三民主義ではなく、抗日的な非文化的教育指針でもなくて、ここには、新国家建設としての真の意味に還った三民主義教育がとりあげられた」⁶⁰⁾と述べている。つまり、汪政権は蒋介石政府の三民主義を「偽」(曲解)と断じ、汪兆銘が三民主義の真の継承者として、それを教育実践するとの表明である。

このように、汪政権の文教方針で特徴的なことは、反共主義を堅持し、対日和平関係を築き、中華民国を再建し、維新政府では排除された三民主義を回復しようとしたことである。

(1) 教育課程

1938年、維新政府教育部は教育課程の改正を行った。当面は暫定的な暫行小学法、同中学法、暫行小学規程、同中学規程、暫行私立学校規程を定め、学制及び学科課程を規定した。修業年限については、初級小学4年・高級小学2年、男子普通中学・女子普通中学5年、実業系中学(農・工・商)5年、師範学校5年(+特別師範科2年)、大学3年(医学院4年)と定めた。なお、師範学校と大学の法令は共に1938年に発表されたが、実際に運用されたのは汪政権(1940年3月)になってからである。また、上記暫行諸規定は汪政権になってから修正された。

維新政府は小学校における日本語教育は規定のないまま一部の学校で開始していたが、汪兆銘政権では「外国語ハ之ヲ授ケザルヲ以テ原則トス、但大都市ノ区域ニ於テハ實際上ノ必要ニヨリ高年級(即五、六年級)ニ於テハ外国語(日本語又ハ其他ノ外国語)ヲ加フルコトヲ得」と明文化した。

日本語教育は小学校高級小学(5-6年)から導入され⁶¹⁾、45分授業を1時間授業とみなし平均週3時間であった。中等学校(師範学校実業系学校含む)でも日本語が必修科目とされ、学年及びコースにより週2-5時間課せられた。大学における日本語教育は、汪兆銘政権下の1940年10月に南京の国立中央大学(1927年設立)で開始され、各学院1学年に週4時間課せられた⁶²⁾。

(2) 日本語普及状況

興亜院華中連絡部文化局は、汪兆銘施政期の1940年9月から翌年3月まで、華中日本軍占領地域内の日本語普及状況を調査した。調査は日本軍特務機関が設置されている上海、南京、蘇州、無錫、南通、杭州、蚌埠、安慶の8特務機関下の3市3省47県で行われた。その調査結果「表1」及び既述した維新政府下における初等・中等教育課程の日本語授業時数の変動から、日本語普及の状況を検討してみたい。

60) 趙如珩(1943)『中国教育十年』大統書院、129頁(佐藤尚子他編(2005)、『中国近現代教育文献資料集 第7巻 興亜の大陸教育/中国教育十年ほか』所収、日本図書センター)。

61) 初級小学(1-4学年)では日本語は随意科目とされたが、上海の一部の小学校では3学年、あるいは4学年から日本語教育を実施している学校もあった(興亜院華中連絡部(1941)「中支ニ於ケル日本語教育ニ関スル調査報告書」、第6表、(復刻資料)佐藤尚子他編(2005)『中国近代教育文献資料集 第7巻』所収、日本図書センター)。

62) 同上、第5表(文学院、商学院、教育学院師範専修科、法学院、工学院、理学院、農学院農専科、医学院、先修班実科、先修班文科の1年生694人(うち女子134人)に日本語教育が行われた)。

調査結果は、小学校5・6学年の週3時間は維新政府期と同一、中学は5学年制から6年制（初級中3年+高級中3年）となった。日本語授業は学年単位では男子中学も女子中学も1-2時間減った。また、在学全期間における日本語授業の合計から比較すると、男子中学が5学年で23時間から6学年で17時間に大幅減少、同様に女子中学では5学年で18時間から6学年で17時間となり1時間減少した⁶³⁾。このように、1940年汪兆銘政権になってから中等教育課程における日本語授業時数の縮小が目立つが、外国語教育の中での変動はどうか。これについては「表2」を用いて検討する。

まず、「表1」が示す、日本語教育を実施していた学校309校及び日本語学習者総数44,984人に関して、これはあくまでも華中日本軍特務機関管轄区において日本語教育を行っている学校の状況である⁶⁴⁾。従って、華中の中でも日本軍の非占領区は除かれ、また日本軍占領区内であっても日本語教育体制が整わない学校・生徒数は含まれない。また、華中地域でも日本語教育を実施していない学校が多い（むしろその方が多いであろう）と思われるので、華中全域として捉えることはできない。逆の見方をすれば、維新政府が成立するまでは、日本語は教育課程外であったのが、「東亜の共通語日本語普及」政策にかける関係機関の意気込みによって、僅か数年で外形的にはこの規模

表1. 華中・汪兆銘政権下の各級学校日本語教育実施状況（1940年12月）

	大学	師範学校	中学 初3+高3	女子中学 初3+高3	職業学校 農/商/工	小学校 初4+高2	計
学校数	1	3	56	9	9	231	309
実施学年	1	1	1-6	1-6	初1-3/高1	5-6	—
日本語週授業時数*	4	3	初3・4・4 高2・2・2	初3・4・4 高2・2・2	農初2・高1:2 商1・2・3:4 工初1・高1:3	1-6 平均3	—
生徒数	694	378	14,428	2,103	1,056	26,320	44,984
日本語教員	7	4	92	13	11	153	280
日：日本人	日3	日3	日40	日4	日6	日34	日90
中：中国人	中4	中1	中52	中9	中5	中119	中190

既出興亜院華中連絡部（1941）、前掲資料注61）、第5表より作成 *週授業時数は学年によって異なる場合がある。

にまで拡大したとも言える。

さて、調査結果「表1」の各級学校における日本語教員の配置状況を見ると、大学、師範学校、中学、女子中学、職業学校には、各校に日本語教員が少なくとも1人配置されている。しかし、小

63) 「蘇特文第33号 江蘇省中等学校授業科目及時間数ニ関スル件報告（通牒）」（昭和18年3月1日 蘇州特務機関長 中川貫一）によれば、江蘇省教育庁は1943年3月より、初級中学・高級中学、師範（或女子師範）学校の日本語授業は一律に週4時間行うことを各地区関連機関に通牒している。

64) 前掲注60) 趙如珩『中国教育十年』（115頁）によれば、1939年7月時点の江蘇・浙江・安徽の三省における学校回復状況の調査結果として、公私立小学校658校、生徒数121,987人、中学校59校、生徒数10,318人となっている。上海・南京両特別市の実態が不明なので単純比較できないが、日本軍特務機関管轄の学校は限定的であったと思われる。

学校 231 校（生徒数 26,320 人）に対し、日本語教員は 153 人（日本人 34 人・中国人 119 人）しか配置されておらず、約 3 分の 1 の学校には日本語教員が配置されていない。このような場合の対応はどうであったのか、報告書に記述がないので不明である。いずれにしても普及体制が十分でなかったことは否めない。

(3) 汪兆銘政権の外国語教育

汪兆銘政権下の日本語教育実施状況は前掲「表 1」が示す通りである。維新政府の時と比較して大きく変わるのが男子・女子の中学校の外国語の中の日本語教育である。その両政府の中学校における外国語科目の週授業時数の比較を「表 2」に示した。維新政府成立以前では中学の外国語教科は英語が必修であったが、維新政府は日本語と英語を必修とした。日本語の授業時間数が多いのは、「日本語を東亜の共通語に」という政策に対応したものであろう。ところが、2 年後の汪兆銘政府になると初級中学では日本語と英語の比重は同等であるが、高級中学では英語の方が重視された。これでは「日本語を東亜の共通語に」及び「欧米依存の精神排除」を掲げた方針とは齟齬を来すようである。興亜院華中連絡部は、維新時代に比較して「時代逆行の感あり」⁶⁵⁾と評し、汪政権の対処に違和感を表している。

表 2. 維新政府と汪兆銘政府における中学校の外国語教授時数比較

政 府	外 国 語		1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年
維新政府 1938.9～1940.2	日 語	男	5	5	5	4	4	—
		女	4	4	4	3	3	—
	英 語		2	2	2	2	2	—
汪兆銘政府 1940.3～1945.8	日 語		3	4	4	2	2	2
	英 語		3	4	4	4	4	4

出所：興亜院華中連絡部（1941）、前掲資料注 61）、3-4 頁

この日本語の時間数縮小には次のような要因が想定される。まず、「日本語を大東亜の共通語に」という日本語普及の目標は据え置くものの、中国各地における激しい排日運動と抗日戦の状況下で産業経済が疲弊しており、日本語教育の時間をより緊要で戦時下生活に即応する知識技能習得に振り向けたのではないかとと思われる。現に汪兆銘政権下 2 年後の反応として、1943 年 1 月 29 日付け蘇州特務機関長中山貫一の通牒「江蘇省戦時教育体制会議開催ニ関スル件報告」（国立南京図書館蔵印の文件）がある。それには教育庁提案として、中学生に「生産教育・労働服務」「団体合作体操」「防空演習」「簡易剣術及固有角力ノ教授」などの戦時対応教育の導入を建議し、上海、南京、杭州、徐州等の各特務機関に通知している。つまり、戦時下日本の学校で「敵性語・英語の排除」「勤労奉仕」があったように、華中占領地でも戦時体制教育を強化し、外国語・日本語の授業を縮小せざるを得なかったのではないかとと思われる。

65) 興亜院華中連絡部（1941）、前掲資料、3 頁。

(4) 日本語教員養成

日本語教員は、日本語教授法訓練及び時局認識などの講習を受けた日本人及び日本語教員として再教育を受けた現職中国人教員が任用された。

1939年1月、上述した維新政府の「教育実施方針」が定めたように、上海・南京など主要都市に設置された臨時教員養成所において、現職小学校教員の再教育講習を開始した。教育研修期間は当初6カ月であったが、同年9月より本科1カ年に延長した。

一方、日本では1939年10月、文部省が最初の華中派遣日本語教員募集選抜と派遣を行い、上海に設置された興亜院・華中連絡部日本人教員訓練所（後に華中教員派遣訓練所と改称）で2カ月の訓練をおこなった。また、維新政府顧問部職員として採用され日本語教育を担当する日本人、中国人教員も一定の研修を終え、その後小学校、中学・女子中学、職業学校、師範学校、大学に派遣された。中国人教員は臨時教員養成所あるいは各種日本語学校の出身者で日本語教員としての再教育を受けた者、あるいは日本留学経験者であった。

前掲「表2」の出所資料・興亜院華中連絡部の「調査報告書」の第二表「中国人日本語教員学校別男女別出身学校一覧」によると、華中全域各級の学校に派遣された日本語教員の任用状況は、中国人教員が286人（日本人教員は上記「調査報告書」第一表に138人と記載）、そのうち日本留学経験者は47人（16%）、その他は南京の教員養成所、各種日語学校出身者、あるいは師範学校卒業生などであったという。日本語教育歴のある台湾出身教員もいた。

維新政府系の諸機関でも日本語教育を実行した。例えば、綏靖部軍官学校、水巡学校、内政部警官学校、県政訓練処、教育部教員養成所、司法行政人員養成所、宣伝局新聞人員訓練処、維新学院⁶⁶⁾、防共青年団幹部訓練処などで日本語能力を有する要員及び中堅幹部の養成を行っていた⁶⁷⁾。

一般民衆を対象にした日本語教育も上海を中心として盛んに行われた。英租界・仏租界及び被占拠地区を除いた、華中の都市部に設立された日本語学校数は54校に達し、教育期間は3カ月から2年間であった⁶⁸⁾。上海租界区では日本語学校・職業補習学校・夜学校等が急速に増え37校、生徒数約4,000人に達したという⁶⁹⁾。

興亜院華中連絡部は、上海の日本語普及の活況ぶりについて、「事変前ニ比シ隔世ノ感アリ、其最モ著シク観取サレ得ルハ租界内各商店ニ於テ以前ハ一流商店ノ一部ノミ邦語ノ通用ヲ見シ程度ナリシニ、現在ハ租界内ノ邦人ノ全然居住セザル地域ノ二流商店ニ於テモ日本語ニヨル買物ニ不自由

66) 維新学院は1938年9月「新中国建設ノ為日支ノ文化戦士養成ノ機関」として設置された（外務省「維新学院ノ成立ニ関スル件」『外国学校関係雑件 中国ノ部』1938年）。なお、同学院は1942年1月より自強学院として改組成立した（曹必宏主編「小学暫行規程（1938年12月26日）」『日本侵華殖民教育史料』第三卷、2016年、218頁）。

67) 中華民国維新政府教育部顧問室『維新教育概要』1940年、349頁。

68) 日本語学校が設立された都市は上海（租界区・占拠区を除く）及びその近郊9校、南京6校、南通5校、蘇州及び杭州各4校、漢口及び揚州各3校などであった（興亜院華中連絡部（1941）、前掲資料、16-17頁）。

69) 同上資料、19頁。主な学校は、上海近代科学図書館付属日語学院、同進日文専修学校、葉氏日語専校、民生業餘補習農夜校、上海模範業餘補習学校、中国職業補習学校などであった（第15表）。

セザルニ至レリ」⁷⁰⁾と記している。この報告から二つのことが読み取れよう。一つは、日本語学校が増え日本語学習者が増えることは、それだけ民心が安定し治安が確保されていることを統治側及び被統治側に印象づけられ、統治側が目指す「日本語を東亜の共通語に」という目標に向かって一歩一歩前進していることを実証できることである。もう一つは、現地一般市民は市中の親日・反日イデオロギーとは関係なく、まずは補習学校あるいは夜学で日本語を学び、その日本語力を生かして生活基盤を確立したことである。

(5) 日本語教科書の編纂

維新政府は、前政府の教育、とりわけ教材内容の適否を検討しなければならなかった⁷¹⁾。前政府の教科書については、「蔣政権ハ遠交近攻政策ヲ取ツタノデ、中、小教科書中ニ添加サレタ排日思想ノ素材ハ少クナカッタ。斯クノ如キ事実ノ結果ガ如何ニ具現シタカハ已ニ明白デアツテ、其処ニ重点ヲ置キ一刷新ノ実ヲ挙ゲナケレバナラナイ。教科書ハ教育部デ既ニ編印中デアル」と批判的に述べ、内容を刷新することを表明した⁷²⁾。

維新政府は教科書編審委員会を立ち上げ、審査方針として「排日精神を一掃し、欧米依存観念を除去し、日支依存を高唱す」「共産主義及歪曲せられたる三民主義を排除し、皇道を基調とし、儒、佛、道教による東方道義を強調す」と決定した。教科書審査員は日本人7人、中国人3人からなり、その構成から、教材審査は日本人審査員が主導的に進めていったと思われる。

1938年7月30日、以下の教科書審査方針が畑部隊特務部長より、陸軍省へ送付（打電？）されているので、政策案文は現地日本軍側で立案され、陸軍省で承認されていたと考えられる。

教科書審査方針

- 一、排日精神ヲ一掃シ、欧米依存観念ヲ除去シ、日支共存共栄ノ理想ニ基キ、日本依存ヲ高唱ス 然レドモ親日傾向ヲ露骨ニ明示シテ反動ヲ助長スルコトヲ避ケ、自然ノ間ニ之ヲ哺育スルニ努ム
- 二、共産主義及歪曲セラレタル三民主義ヲ排除シ、皇道ヲ基調トシ、儒、佛、道教ニヨル東方道義ヲ強調ス
- 三、理論ニ趨ラズ、実務ヲ重ンシ、勤勉ノ美風ヲ涵養ス
- 四、公益を重ンジ、生活ノ改善ヲ図ル

備考

- 一、初、中等学校ノ学生ハ当分従来ノモノヲ採用ス

70) 興亜院華中連絡部（1941）、同上資料、19頁。

71) 前政権下の教科書『新時代 三民主義教科書』（商務印書館、1928）の「三民主義」「民生」「民権」「民族」（以上第一冊）及び「不平等条約」（第二冊）などが「不適當」と判断されていた（外務省文化事業部『支那ニ於ケル排外教育』1932年）。

72) 中華民国維新政府教育部顧問室（1940）、前掲注58）、8-9頁。

二、初等学校高級以上ニ於テハ日本語ヲ正科トシテ採用ス⁷³⁾

上記の教科書審査方針の中で、排日精神一掃、共産主義及び三民主義の排除、東方道義が強調されていることは前述の「教育方針」に一致する。加えて皇道、つまり、日本の萬世一系天皇制＝皇国主義を基調として維新政府の教科書への導入は、日本を中心とする「東亜新秩序」建設への道標であろう。これが占領地に成立した親日傀儡政府の文教政策の要であり、日本語教材にも適用されるべきものであった。なお、上記の審査方針は日本軍の特務部教科書審査主任将校によっても公布されているので、日本軍側は教育内容に直接関与し、占領地における文教行政を主導していたことの証左である。

さて、新たに設けた教科書基準により 1938 年 8 月に完成したのが維新政府教育部編纂『日本語教科書』巻一、巻二、巻三、巻四の 4 冊である⁷⁴⁾。巻一・巻二は初級レベルで、日本語学習が開始される高級小学 5 年生用、巻三・巻四は中級レベルの高級小学 6 年生用であろうか。この四冊シリーズの『日本語教科書』は華中で日本語教育を行っている小学校のうち約 85%の学校が使用していた⁷⁵⁾。

(6) 『日本語教科書』教材

教育部で編纂された『日本語教科書』の教材内容はどのようなものか、6 年生用の巻三と巻四の課名を提示順に掲げ、その課名から教材の傾向を検討してみたい。

巻三：一 金魚、二 しゃぼん玉、三 月、四 兄弟、五 慾の深い犬、六 考へ物、七 恩を忘れない、八 年齢、九 家庭、十 四季、十一 オ爺サン、十二 ギッコンバタン、十三 蛙、十四 小野道風、十五 手まね、十六 朝ノ會話、十七 晩ノ會話、十八 蠅、十九 草取り、二十 時計、二十一 野口英世、二十二 早起き、二十三 新シイ靴、二十四 運動會、二十五 綱引き、二十六 蟻ときりぎりす、二十七 お正月、二十八 日本語、二十九 私ノ家、三十 鹽ト砂糖、三十一 日本地圖、三十二 日本の風景、三十三 賢い母親、三十四 地中ノ寶、三十五 花咲カ爺 (一)、三十六 花咲カ爺 (二)
(以上 36 課)

巻四：一 人ノ體、二 新聞、三 時計屋デ、四 書物借用、五 塙保己一、六 不老不死の薬、七 小林さんの家、八 日本語ノ授業、九 種痘、十 日本人ノ服装、十一 浦島太郎、十二 蜘蛛の巣、十三 果樹園、十四 口語ノ種種、十五 散歩、十六 上野公園、十七

73) 軍特務部「教科書審査方針」『昭和十四年 陸支受大日記 第五十三号 陸軍省 昭和 13 年 7 月 24 日』1938 年、防衛省防衛研究所所蔵。

74) 巻一は 15 万部、巻二、巻三、巻四はそれぞれ 5 万部印刷され、各地日本語学校、小学校に配布されたという(前掲注 58)、348 頁。なお、巻二の現物は未確認)。

75) 興亜院華中連絡部(1941)、前掲注 61) 資料、第 3 表「各種学校ニ於テ使用シツツアル日本語教科用図書」より算出。

人の口、十八 日本見物、十九 學藝会、二十 病氣見舞、二十一 日本ノ運動競技、二十二 公德、二十三 春聯、二十四 日本の文章、二十五 日記、二十六 嵐、二十七 日本の武士、二十八 上杉謙信、二十九 乃木大將、三十 櫻（以上 30 課）

上記課名一覧を見ると、教科書審査委員会が示した前述の 4 項目の方針からは逸脱していないが、題材に日本のものに偏りすぎていることは否めない。教材の出所の傾向として、多くは日本の国定国語教科書、満洲（満鉄付属地・関東州）教科書及び台湾・朝鮮教科書の課名と同一であり⁷⁶⁾、それらから転用されたと思われる。『卷三』の「一 金魚」、「二 しゃぼん玉」、「十二 ギッコンバッタン」、「二十四 運動會」、「二十五 綱引き」などは子供に最も身近な遊び及び学校生活を題材にしている。外国語（日本語）学習及び学校生活に関心を持たせようとしたと思われる。

『卷四』の「五 塙保己一」、「十 日本人の服装」、「十一 浦島太郎」、「十六 上野公園」、「十八 日本見物」、「二十 日本ノ運動競技」、「二十七 日本の武士」、「二十八 上杉謙信」、「二十九 乃木大將」、「三十 櫻」など、日本の昔話、武将、名所など日本関係の題材が多く取り上げられている。これらの教材を通して日本の文化・風物・歴史に親しみを抱かせる意図と思われる。

一方、台湾・朝鮮・南洋群島・南方占領地の日本語教科書には必ず登場する建国神話・天皇・皇国主義的な題材（審査方針第二項）を載せていないのは、厳しい抗日戦のまっただ中で中国人用の題材としてそれらを敢えて載せることに戸惑いがあったのかも知れない。

中学用の日本語教材は編纂されなかったようであるが、初級中学・女子初級中学でも約半数が上記『日本語教科書』の卷三・卷四を使用していた。その他の教科書として大出正篤著『効果的速成式 標準日本語読本』（松山房、1937）が中学・職業中学・師範学校・大学で最もよく使用されていたようである⁷⁷⁾。

教科書以外の言語活動として、小学校では教室用語の会話練習、来客・買い物等生活用語の会話練習、各自の姓名の日本語読みの練習、家庭作業としての作文、日本唱歌・童謡指導、日本人小学生を招いて範読練習などが行われたという⁷⁸⁾。中学・女子中学では日本唱歌・童謡指導、歌詞の中国語訳、新聞・雑誌の利用と翻訳、書写練習などが行われ、また職業学校・師範学校では日本唱歌指導、一語発表会などが行われたようである。大学では会話・購読・作文・文法の授業が中心であったようである⁷⁹⁾。

次に、発行された教科書からいくつかの題材を取り上げてみる。最初に『日本語教科書 卷一』の日本語学習の場面の教材を見てみよう。『卷一』の 71 頁には男の子とその妹が家で机に向かって勉強している挿絵があり、「アサ ウチ デ ベンキャウ シマシタ。ガツカウ デ ニッポンゴ

76) 宮脇弘幸（研究代表者）『日本植民地・占領地の教科書に関する総合的比較研究—国定教科書との異同の観点を中心に—』、『別冊 日本植民地・占領地・国定教科書 目次目録』平成 18 年度～平成 20 年度科学的研究費補助金（基盤研究（B）（一般））研究成果報告書 課題番号 18330171、2009 年、23-61 頁。

77) 興亜院華中連絡部（1941）、前掲資料、第 3 表「各種学校ニ於テ使用シツアル日本語教科用図書」。

78) 同上、第 4 表「当部派遣教員ヲ配置シアル各級学校ニ於ケル日本語教育状況 昭和 15 年 12 月現在」。

79) 同上。

ヲ ナラヒマシタ。ヨル ハ イモウト ト フクシフ シマス。」の本文(図3)が載っている。文体は「国定国語教科書」に準じて歴史的仮名遣い、カタカナ分かち書きになっている。学校でも家庭でも日本語を勉強している場面を描写して、日本語学習の意義をクラスのみならず共有させようとしていると思われる。「日本語普及」の可視的場面教材である。

図4は『日本語教科書 卷三』33課「賢い母親」である。この教材は南満洲教育会教科書編集部が関東州及び満鉄付属地内の公学校用に編纂した『初等日本語読本 卷五』(大正15(1926)年)の第14課「賢い母親」を転用したものである。話しの粗筋は次のようである。孟子の母親が一人の男の子(孟子)と一緒に墓のそばのうちに住んでいたところ、子どもがお墓のところに遊びに行ってお経を読んだり葬式の真似をしたりしていた。母親はこの環境は子どものために良くないと考え、賑やかな町に引っ越した。ところが今度は子どもは町を通る物売の駆け引きの真似をするので、これもよくないと考え、学校のそばに引っ越した。すると、子どもは本を読んだり字を書いたりするまねをするようになり、母親はようやく安心してそこに住むことを決心したという。「孟母三遷の教え」という諺になったように、教育熱心な孟子の母親の適切な判断と行動を「歴代聖賢」の故事として取り上げたのであろう。



図3 卷一(71頁)

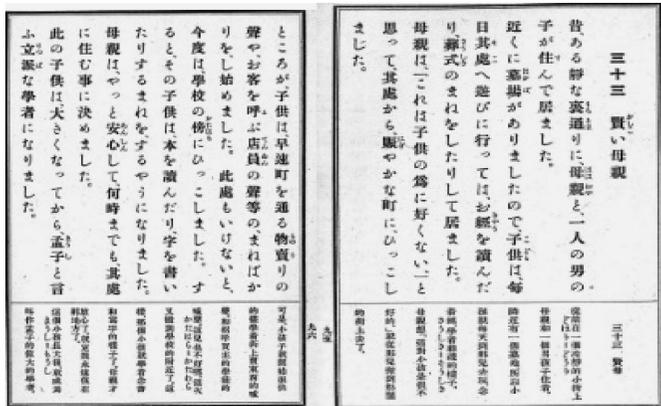


図4 卷三33課「賢い母親」(95-96頁)

出所：維新政府教育部編『日本語教科書』1938年

おわりに

日本侵華期における華北・蒙疆・華中の親日傀儡政府の成立経緯と文教政策及び日本語普及施策を概観してきた。各地域・各政府の個別の政策展開と施策は検討済みであるので、その検討結果から戦時期の大陸における日本語普及施策と教育はどのような性格のものであったか、若干私見を付け加えてみたい。

日本侵華期以前、日本はすでに台湾、朝鮮、南洋群島を植民地支配をし(南洋群島は国際連盟による委任統治であったが、実態は植民地と同等)、主に学校教育、社会教育などを通して、日本語を普及していた。同じ日本語であっても、上記植民地と大陸占領地における日本語の地位は異なっ

ていた。周知のとおり、台湾、朝鮮、南洋群島の学校教育課程では日本語を「国語」と位置付けた。教科書は各地域用に特別に編纂された『国語読本』を使い、題材は日本の国定教科書から多くを転用し、教育勅語の内容に則した「皇国臣民教育」を行っていた。

一方、大陸占領地は、植民地ではなく戦時下の軍事占領地であり、その占領地に成立した対日協力政府（親日傀儡政府）の下で実行された日本語教育の事情はかなり異なっていた。教育課程上の科目名は「日本語」であり、教科書の書名も「日本語」「日語」が付されていた。

また、教育の行政執行が依拠する法規は、植民地の場合総督府（南洋群島は「南洋庁」）が法的色彩の濃い「教育令」「学校令」「学校規則」などを公布し、教育目的、教育方針、教科内容、学校生活規則などを細かく定めていた。他方、大陸の対日協力政府では「臨時政府通達」、「教育方針」などにとどまっていた。つまり、教育行政の主権はあくまでも中国側の「政府」におき、日本側にはなかったのである。しかし、現実には教育方針を決定し行政を執行する中央政府・県・市の職域に顧問として配置された日本人が「内面指導」を行い、実権を持っていた。よって「傀儡政府」と評される所以である。

通常、外国語教育は目標言語のスキルと運用力を習得させるものであるが、日本の植民地・占領地における日本語教育には、言語スキル・運用に加えて他の要素、つまり帝国主義的メッセージと皇国イデオロギーが組み込まれていた。特に、1930年代に入り、「満洲国」成立、日中戦争、アジア・太平洋戦争に突き進み、日本国内及び対植民地・占領地に対する軍国主義の圧力が強くなるにつれて、政治的メッセージも皇国イデオロギーも激化した。戦時期の「満洲国」・大陸占領地、及びその後のアジア・太平洋戦争期の南方占領地における日本語教育はそのことを如実に証明している。

かくして、華北・蒙疆・華中において日本帝国が目指し、膨大なエネルギーを費やし、軍事が牽引した「大東亜における日本語の共通語化」の構想と実践は、日本の敗戦による軍国主義・皇国主義の終焉と共に瓦解し、日本語教育史において「忘れざる残影」（勿忘的残影）となっている。

付記：本稿の第Ⅰ章「華北・蒙疆」は、東アジア日本学研究会誌『東アジア日本学研究 創刊号』（2019年3月）に、第Ⅱ章「華中」は同誌第4号（2020年9月）に掲載されたものを加除修正し、1本の論文にまとめたものである。その論文を、『人文社会科学研修論叢』第30号に投稿することについて、著作権を有する東アジア日本学研究会に照会し了解を得た。また、同論文を人文社会科学研究所の上記紀要に投稿する資格の可否を研究所に照会した結果、投稿は可能であるとの回答を得て投稿したものである。

なお、『東アジア日本学研究』創刊号に発表した原題は「日本侵占期華北・蒙疆傀儡政府の文教政策—日本語普及政策を中心に—」、第4号に発表した原題は「日本侵占期華中における文教政策—日本語普及施策を巡って—」である。

参考文献

井上久士編・解説（1989）『華中宣撫工作資料 十五年戦争極秘資料集 13』不二出版。

- 外務省文化事業部（1932）「支那ニ於ケル排外教育」外務省。
- （1938）「機密 支那ニ於ケル日本語教育状況」外務省。
- 華北日本語教育研究所（1942-44）『華北日本語 第一卷』～『同 第三卷』（復刻版（2009）、冬至書房）。
- 軍特務部（1938）『昭和十四年 陸支受大日記 第五十三号 陸軍省 昭和13年7月24日』防衛省防衛研究所所蔵。
- 興亜院華北連絡部（1941）『北支に於ける文教の現状』。
- 興亜院華中連絡部（1941）「中支ニ於ケル日本語教育ニ関スル調査報告書」（復刻資料）佐藤尚子他編（2005）『中国現代教育文献資料集第7巻』所収、日本図書センター。
- 国民教育研究所編（1973）『激動するアジアと国民教育』明治図書。
- 酒井順一郎（2020）『日本語を学ぶ中国八路軍』ひつじ書房。
- 佐藤尚子他編（2005）『興亜の大陸教育/中国教育十年ほか』日本図書センター。
- 杉山部隊宣撫班（1938）『山西省和順県地方共産地区状況調査報告書 第三編 抗日民衆教育ト文化工作』防衛省防衛研究所所蔵。
- 田中寛（2003）「『東亜新秩序建設』と『日本語の多陸進出』—宣撫工作としての日本語教育—」『「文明化」による植民地支配』皓星社。
- 中華民国維新政府教育部顧問室（1940）『維新教育概要』。
- 趙如珩（1943）『中国教育十年』大紘書院、（復刻資料）佐藤尚子他編（2005）『中国現代教育文献資料集第7巻』所収、日本図書センター。
- 寺内部隊宣撫班本部（1940）「宣撫工作指針」『陸軍省 昭和15年乙第二類第十冊 永存書類』防衛省防衛研究所所蔵。
- 東亜同文書院支那研究部（1941）『南京及蘇州に於ける小中学校教育の実情』。
- 東アジア日本学研究会（2019）『東アジア日本学研究 創刊号』。
- （2020）『東アジア日本学研究 第4号』。
- 広中一成（2013）『ニセチャイナ』社会評論社。
- 宮島英雄（1942）「蒙疆に於ける日本語」『国語文化講座第六巻 国語進出篇』朝日新聞社。
- 文部省図書局（1939）『国語対策協議会議事録』文部省。
- 〔中国語文献資料〕
- 王昌汉主编（1993）『張家口文史資料（第二十三輯）察哈尔紀事特輯』張家口市政协文史資料委員会。
- 斉紅深主編（2001）『日本侵華教育史』人民教育出版社。
- （2005）『日本对华教育侵略』昆仑出版社。
- 曹必宏主編（2016）『日本侵華殖民教育史料 第三卷』人民教育出版社。
- 宋恩榮・余子俠主編（2005）『日本侵華教育全史 第三卷』人民教育出版社。
- 余子俠・宋恩榮主編（2016）『日本侵華殖民教育史料 第二卷』人民教育出版社。
- 杨继先主編（1995）『張家口文史資料（第26-27輯）抗战时期的張家口』張家口市政协文史資料委員会。

Educational Policy in Japanese Army-occupied Zones during the Sino–Japanese War: Specific Reference to Japanese Language Promotion in Mainland China

Keywords : Japanese language teaching, pro-Japanese government, educational reform, revision of textbooks

Miyawaki Hiroyuki

Abstract

The study explores the cultural strategy in which the Empire of Japan adopted various means to disseminate the Japanese language into mainland China during the second Sino–Japanese War (1937–1945). The mission was implemented mainly by secret military agencies [特務機関] of the Japanese army and the China Liaison Office of “Koain” [興亜院] or the East Asia Development Board.

The strategy of disseminating the Japanese language in mainland China was a result of the Japanese political scheme of building an “East Asian New Order system.” In fact, Japanese authorities developed the concept of promoting the Japanese language as a common language in China and East Asia.

Puppet governments, cooperative with the Japanese army, were established in Beijing, Zhangjiakou (Inner Mongolia), and Nanjing to rule their designated territories.

The educational measures enforced by puppet governments aimed to eliminate anti-Japanese education, pro-Communist ideology, and the Kuomintang’s three democratic principles (i.e., nationalism, democracy, and livelihood) from textbooks. In their places, pro-Japanese education, including that of the Japanese language, became compulsory.

Prior to the reopening of regular schools, more than 200 Japanese language schools were opened to the public in major cities, such as Beijing, Tianjin, Qingdao, Shanghai, and Nanjing. Moreover, government-affiliated training schools were instituted for the training of government officials (i.e., secretaries, translators, and police officers). In-service teachers were re-educated through teacher training workshops.

Furthermore, normal schools extended a course for Japanese major students who would be trained to become Japanese language teachers in primary and secondary schools after they complete the course. In addition, Japanese language teachers were recruited in Japan and China and underwent training that lasted for three months or one year. The number of engaged Japanese teachers,

however, was extremely less than required for, in particular, primary schools.

Japanese textbooks that followed the prescribed guide lines, such as “Shogaku Nihongo Tokuhon” [『小学日本語読本』] and “Syochu Nihongo” [『初中日本語』], were published by the Provisionary Government [臨時政府] of the Republic of China in Beijing, whereas “Nihongo Kyokasho” [『日本語教科書』] was published by the Reformed Government [維新政府] of the Republic of China in Nanjing. Many of the materials adopted in revised textbooks were derived from the book entitled “Elementary School Japanese Reader [Kokugo Tokuhon] (『国語読本』), which was commonly used in Japan, Taiwan, and Korea.

During this era, Japanese teaching started from 3rd grade as a compulsory subject from elementary school to the higher institutions with a general allocation of 2–4 h per week.

As previously discussed, several measures were adopted to disseminate and promote the Japanese language into mainland China. The scheme, therefore, can be characterized as follows.

1. Wartime puppet regimes were transient and short-lived.
2. Japanese teaching was conducted only within zones under the rule of the Japanese troops. Therefore, the majority of the locals remained out of service.
3. The contents of revised textbooks were politically biased.
4. The Japanese teaching staff lacked sufficient training, and the number of teachers required failed to meet a sufficient level.

In conclusion, the dissemination and promotion of the Japanese language in mainland China as “a common language in East Asia” were unable to achieve the intended goal.